

## 別紙 1

## 指名停止措置の概要

商号又は名称	株式会社トーニチコンサルタント
代表者氏名	代表取締役社長 横井 輝明
登録番号	第 37-69 号
所在地	東京都渋谷区本町 1-13-3
取扱物品等の種類	都市計画・交通関係調査業務、環境アセスメント関係調査業務、調査・分析・マーケティング
指名停止の事由	<p>地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）第 3 条の規定に違反するとして、令和 7 年 12 月 19 日に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。</p> <p><b>【該当条項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高知県物品購入等関係指名停止要領別表 7 に該当</li><li>・高知県物品購入等関係指名停止要領第 5 条第 6 項に該当</li></ul>
指名停止の期間	令和 7 年 12 月 31 日から令和 8 年 3 月 30 日まで
備考	

問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

電話 088-823-9788（直通）